

第 205 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 22 年 12 月 14 日（火） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県職員センター

3 出席者

○漁場管理委員 13 名

漁業者代表：近藤政雄、三枝守、藤森寛治、古川薫美、宮島幹夫

採捕者代表：小澤哲、名取清、増澤久和

学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子、平林公男、桐生透

○事務局

小林書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 遊漁規則の一部改正について

(2) オオクチバス等再放流禁止指示除外申請について

(3) 野尻湖の逸出魚の監視結果について

(4) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 それでは、最初に恒例の、議事録署名委員のお願いをさせていただきます。今日は宮島委員、名取委員お二人に議事録署名の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、1 番目の「遊漁規則の一部改正について」木曾川漁協からの禁止区域の変更に係ることについての申請がありましたので、それについての審議をしていただきます。それでは事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 （資料 1 により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございました。今、木曾川漁協からの申請のあった禁漁期間の変更それと場所の変更、何かご質問ございますでしょうか。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 本文の方は行使規則となっているんだけど、遊漁規則と行使規則と禁漁区

間ってというのは、ほとんど一体となっているんだと思うんだけど、遊漁規則だけ変更ということなんですかね。本文の方は行使規則となっていますけれど・・・。

沖野会長 どうでしょう。

事務局 遊漁規則と行使規則と同時に区域を変更するものです。すみません。添付したものは遊漁規則の変更理由書となっていますが、本文の中で行使規則と表示されてしまっています。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 遊漁規則で禁漁区間が決まるんですが、組合員のための行使規則の方も禁漁区の設定は全く同じことになっているわけですね。だとすれば、遊漁規則だけの変更を求められているのでしょうか。行使規則も同時に変更しないと変なふうになってしまうと思うんですけど、いかがでしょうかね。

事務局 行使規則につきましては、内水面漁場管理委員会に諮問する必要はないようになっておりまして、県の方に行使規則の変更認可の申請は同時に出しております。それで、本日、遊漁規則の変更が認められれば、同日付けで行使規則の変更を認可するような形になります。

沖野会長 ここでは、遊漁規則の変更を認めれば、それで行使規則の方も変更できるということですね。

事務局 はい、そうです。

沖野会長 近藤さんよろしいですか。三枝さんよろしいですか。
他にいかがですか。

片野委員 変更理由のところに、木曾川古来のヤマトイワナってことがでているんですけども、今回保全する川のイワナは遺伝的な性質とか、この地域にずっと昔からいるネイティブなヤマトイワナってことが確認されていて保全するってことなんですか。それとも、そういうことが分かっていないで、こういうふうに言っているのでしょうか。

事務局 水木沢については、水産試験場が調査をしています。事務局では、木曾川古来のヤマトイワナかどうかは確認していません。それ以外の小股沢、東又沢については、昔放流されたとの記録がありましたので、水試では調査を行わなかったものと思います。

片野委員 水産研究所なんかでも依頼されれば調べるという体制になっていると思うんですよね。だから、もしそういう貴重なところがあれば、優先的に保護区にした方がいいんで、そういうふうにしていただくよう伝えてもらえますか。

事務局 分かりました。伝えさせていただきます。

沖野会長 じゃあ、事務局は今のご意見を伝えてください。
他にいかがでしょうか。

委員一同 異議なし

沖野会長 それではご異議がないようでしたら、木曾川漁協からの禁止区域の変更に係る遊漁規則の一部改正、申請のとおり認可して差し支えないと答申させていただきます。どうもありがとうございます。
それでは、次の議題ですが、(2)のオオクチバス等再放流禁止指示除外申請について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料2により説明)

沖野会長 資料2にあるように、東京大学(大気海洋研究所の研究者)の方から申請があった研究上の再放流の許可申請ということです。何かご質問いかがでしょうか。

沖野会長 はい、片野さん

片野委員 この場合、データロガーの装着というのは湖の岸辺でやるんですか。どこか持って行ってやるんですか。

事務局 これは、岸辺でやるということです。

片野委員 そうすると、外来生物法には関係ないってことですか。

事務局 違反しないと考えています。

片野委員 そうですね。実は同じような調査をですね、阿武隈川でリバーフロントセンターと国交省が計画してまして、その場合は捕獲したものを一時的にどこかにストックしてまた放すということだったんですけれども、環境省の許可がでなかったんですね。仕方がないので、どこかへストックするというのは止めて、捕ったところで付けて放すと、そういう答えならいいだろうという話になったらしいんですね。この場合はそういうことは関係ないと思えるわけだけでも、(ブラックバスを)回収できない恐れがあるんですよね。それと、釣りで捕るって言ったって、木崎湖のバスがそんな簡単に

みんな捕れるのか、捕れるなら簡単に駆除できているわけで、回収できなくなる可能性があるのがちょっと気になるんですよね。それは構わないって皆さん考えればいいということになるし、データロガーを付けて放して、一度捕まえたけども回収できない。外来魚を本来なら駆除すべきところを放すわけ。釣りでどれくらい捕れるかというのは、かなり疑問なような気がしますけども……。多分この件については、環境省に意見を求めるというのは必要だと思います。つまり、環境省の外来生物法というのは、例えば飼育してはいけないとか、運搬してはいけないということだけではなくて、外来魚が拡散することを防ぐということが趣旨ですから、この場合も当委員会としては学術研究だから認めていいと思うんですけども、認めた後で環境省からクレームがつくといったことではまずいんで、一応環境省に意見を伺っておいた方が安全だと思います。

沖野会長 その辺はどうでしょうか。環境省との……。

事務局 採捕したその場に再放流するというので、外来生物法に違反することはないという解釈で、環境省の意見は今のところ聞いておりませんが、確認をしたいというふうに考えております。それで、今回の実験につきましては、先ほど私がうまく説明しなかったのでいけなかったんですけど、釣りによって捕ったブラックバスにデータロガーをつけて放す。データロガーについては、溶けてしまう生分解の糸で縫い付けて24時間から72時間後に浮き上がって、そのデータロガーを回収して解析するという実験になっています。

沖野会長 自動切り離しというのは、そういうことに当たるわけですね。
片野さんよろしいですか。

片野委員 そうするとバスは回収しないってことですね。

事務局 はい、バスは回収しません。

片野委員 そのことも含めて環境省に聞いてみたらいいんじゃないですか。

事務局 分かりました。

沖野会長 他にいかがでしょうか。
はい、どうぞ、藤森さん。

藤森委員 調査の目的ですけども、2種類のバスがいると、その2種類のバスがどういう行動をとるか、そういったことを調べるのが今回の目的だと書いてあるんですけども、私供からしますとオオクチバスとコクチバスがいると、そのバスが生息している区域がですね、どこが一番中心に生息しているかといったデータがとれるわけです。

か。もしそうだとしたら、この報告書をこの委員会に出していただくということになれば、その辺のところも分かるような報告書にしていただければありがたいというふうに思いますけれども。いかがなものでですか。

沖野会長 どうでしょうか。行動調査だから、どの辺ににいるというのは、当然記録で出てくるわけですね。ただ、そっちの方が研究の目的ではないと・・・。

藤森委員 深さとかね、岸からどのくらいのところにいるかその辺のところのところが分かってこれからいろいろ（駆除）対策をとる参考になるというふうに思うんですけども。

沖野会長 はい、どうぞ事務局。

事務局 調査の目的による報告書を作成するのが、申請者の目的なので、今、藤森委員が要望したようなデータが実際にその報告書に書かれて出てくるかどうかは分からないので、こちらに上がってくる報告書もその調査目的に応じた報告書が基本となります。ですが、要望は申請者にはお伝えして、駆除等の有効な活用もあると思うので、そういったデータがあったらいただきたいという趣旨はお伝えしたいと思います。

沖野会長 よろしくお願ひします。はい、どうぞ古川さん。

古川委員 今、藤森委員が質問されたことに通じるんですけども、事務局からの回答を考えると、目的が私には分かりづらいところがありまして、と言いますのは、今まで、外来魚を駆除することを一生懸命やってきたわけですね。今回、ここで生態調査をするというのは、研究材料としては理解できるですけども、何のために調査するんですかね。そこが具体的なことが分からないと、生態を2週間の行動の違いを調べることを目的とすると書いてあるんですけど、その先にある目的が分からないと、理解しがたいんですけども、目的というのはただこれだけしか申請にはないんでしょうか。

事務局 はい、その辺のところも申請者に確認してみたんですけども、今回の目的については、基礎的な生態の研究ということですね。二次利用については今後検討するというので、今回は生態の違い、こういった深さのところに住んでいるかとか、そういった生態の研究が主な目的となっています。

沖野会長 片野さんいかがでしょうか。

片野委員 私この話は、今年の春の日本水産学会で発表を聞いているんですけど、既にもう行われているんですよ。それで、既に行われた研究も木崎湖でやったように覚えているんですけど。例えばコクチバスは非常に夜行性の性質が強いとか発表されていたと思うんですよ。バイオリギングというのは、いろんな動物、魚も含めて流行っ

ていて、どこにいるっていうんじゃなくて、どういう行動しているっていうことが分かる。例えば尾びれをビビッと動かすと、何かを食べているサインなんで、ビビッと動かすのがデータロガーに記録される。そういうことからどういう摂食行動するとか、どういう水深でどういうことをしているかといったかなり細かいことが分かる手法で、特に東大海洋研を中心に、いろんな例えばマグロとか、アカメとかいろんな魚でも、今流行っている研究なんです。彼らの意識には駆除と言った意識はない。単なる学術研究なんです。ただ、その成果が駆除とか管理に役に立たないかということというのはなくて、どういう水深にいるとか、いつ頃活発になるということが分かればそれは、駆除に役立つ。特にこういう湖ではね。駆除しようとかそういう話とは別次元の研究だと思えますね。

沖野会長 基礎研究ですから、その先の目的はあまり目的として書かないってことでしょうね。あくまでも、行動調査ということで……。出てきたデータは駆除にも使えるものもあるかと思うんで、事務局の方から出た結果を、駆除に役立てるデータがあれば教えてほしいと要望しといたらいいんじゃないでしょうかね。

事務局 分かりました。申請者にその旨、外来魚の駆除等に役立つようなデータを提供いただけるようお願いします。

沖野会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 そうしますと、東大海洋研の方から申請のあったオオクチバス等再放流禁止指示除外申請というもの、環境省の方と連絡して間違いのないように……。

事務局 それでは、環境省へ照会しまして、よろしいということであれば、内水面漁場管理委員会としても認めるということでもよろしいでしょうか。

沖野会長 それでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 環境省の方へ問い合わせ、その意見をお聞きした上で、申請のとおり認めると、もう一つ委員からいろいろ意見があったので、出てきたデータについて、社会的要求のあることについても答えてほしいということをお伝えいただけますかね。

事務局 それでは環境省へ照会して、その結果について委員にご連絡申し上げて、よろしければ内水面漁場管理委員会として承認するという申請者に伝えると。承認する際には外来魚駆除に役立つデータをいただきたいとお願いしてまいりたいと思

ます。

沖野会長 よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 この申請については、条件付きで申請のとおり認めるということで終わりたいと思います。

次の議題、(3)野尻湖の逸出魚の監視結果について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 (資料3により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございます。何もなければよかったんですが、こういう事故が起きたということで……。その後の処置についても、今事務局からご説明したとおりですが、何かご質問ご意見おありでしょうか。はい、どうぞ竹原さん。

竹原委員 網の破損ということは、他のところにも同じようなことが起こる可能性があると思うんですけども、その他の漁協の北信漁協、関川水系漁協は網の点検とかはどういうふうな形でなさっているのでしょうか。

事務局 逸出防止の管理そのものが、野尻湖漁協がやることであって、北信漁協や関川水系漁協のものではございませんので、リリース禁止の解除の特別措置を申請した野尻湖漁協が管理することとなっています。

竹原委員 はい、分かりました。

沖野会長 この破損の原因については、何か分かったのでしょうか。

事務局 5ページの右上ですが、おそらく川ネズミがかじった跡だろうというふうに思います。8月には全然こういう損傷はなかったですが、おそらくそのような動物、川ネズミのようなもの……。下のちょっと浮いたようなものについては、しつけ系の老朽化というようなところが原因かと思います。

沖野会長 いかがでしょうか。はい、平林さん。

平林委員 これを認めるときにですね、記録をつけていただくとか、それから監視の頻度ですね、それもきちんとここで、こういう条件でこういうことで監視をしていただいて認めますということで、確かそういう形で許可をここで出したような気がするんですけども、記録がとっていないという事実があったりとか、日誌をきちんとつけて

いただいて、常にこういう事故が起きるという前提で、一定期間にきちんと監視をしていただくことが条件となっておりましたので、是非そこは強くですね、今回たまたまではなくて、こういうことはあってはならないことなので、是非強く要望をきちんと・・・。

沖野会長 条件付けの記録の方はつけている・・・。

事務局 両方ともつけなければいけなかったんですが、それが片方つける体制になかったということがありますので、それは先日確認をしたときに、きちんとやってくださいということで、今日の資料につけてあります監視員シートを書いて出してくださいということをお願いしてきたわけです。

沖野会長 片野さん

片野委員 今のことで言えば、例えば増水したときに、雨が集中的に降ったときなんかは、めくれてしまうんじゃないか、そういうのをちゃんと監視していかないとだめですよ。この装置が完璧だと思わないで、条件によって流出してしまうこともあると考えておかないと駄目だと思います。それからもう一つは、一番小さい8.8cmのバスはこの網を抜けると思うんですよ。元々この網目をこのくらいでやるというのは、取りあえずの処置でやったんですよ。資料の（写真で、人の）指との対比がありますけど、これは、網目2cm位ですか。

事務局 はい、2cmです。

片野委員 2cmで8.8cmは抜けると思うんですよ。魚はとってあるんですよ、もちろん。

事務局 ええ、今、水試の冷凍庫で保管してもらっています。

片野委員 網を抜けるかどうかは、大きな問題だと思うんですよ。抜けてしまうのであれば、網目を小さくしなくちゃいけないですね。だから今回下で見つかったのが、損傷箇所から抜けたのか、網を抜けたのかといった問題があるんですよ。当然、秋の時点で9cm～15cmといったって、生まれた直後はもっと小さいですしね。その時に抜けて大きくなった説もあるわけですよ。もちろん無限に小さくはできないんですけど、ちょっとこれは、もう少し調査してほしいですね。場合によっては、1cm位のやつを一番下流につけるとかね。もう一つ、これ許可するときに、電力会社をとおる水についていろいろ議論があったんですよ。水の大半は電力会社に取水されてそこから出てくる。それに対して、電力会社はどういう施設かというのを公表できないと突っぱねられたんですよ。その辺の事情は、今でもそうなのか。ある程度協力してくれるのか。それとも分からないのか。ちょっと教えてもらえますか。

事務局 電力会社については、当時と変わっていません。網目につきましては、調査をさせていただくということになるかと思いますが、8月の調査までは、そういう小さい魚が捕れていないということで、丁度水利権が出てくるのがこの時期であります。放水がされるのがこの時期なので、それまではほとんど水が流されないことの方が多いので、その兼ね合いもあって、生まれた直後とか、小さいときに出るという確率は低いと思っています。ただ網と魚のサイズの関係については、また、検討させていただきたいと思います。

片野委員 それは是非とも……。調査は来年もやられるんですよね。

事務局 はい。このような状況ですから、来年も当然やらなければいけないと思っています。

片野委員 電力会社の方はですね、私思いますのに、今時水利権を買っているからといって、外来魚問題に対して何も協力しないというのは由々しきことだと思いますね。監督官庁である国交省に言って何とかするように言うべきでないでしょうか。川を永遠に電力会社に売ったわけではないですよ。期限付きですよ。しかも今これだけ環境問題が言われている中で、調査にも入らせないという話は、言語道断だと思います。監督官庁の国交省に言って、こういうことがあるのだけれども電力会社が一切協力しないのはどうなんですかと言ってください。

沖野会長 はい、他に。いかがでしょうか。これは許可申請の期間はもう後1年……。

事務局 もう1年あります。資料2の1番後ろのところに外来魚に係る指示の内容がございまして、それ見ていただければよろしいかと……。24年3月31日まで解除です。

沖野会長 あってはいけない事故ですが、1回目ということで、漁協の方にも対応いただいて、先ほどの顛末書も出ています。十分に注意してやっていただくということと、それから、発電所の関係のことは、できれば次の改訂する時期までには何とか話がつけられればよいかなと思うんですが……。はい、どうぞ増澤さん。

増澤委員 上の写真は非常に大きな穴が空いているんです。これは丸太でも転がってこないとこんなに大きな穴は空かないと思うんですよ。それと、下の縮みですね。これはアンカーが下に入っていないんですか。

事務局 下の鉄の棒にくくりつけてあるんですが、ロープの老朽化で少し緩む形になっているような状況です。オモリはあります。これは分かりやすいように私が持ち上げて撮っていますので、手を放せば底に沈んでいきます。

増澤委員 この網ですがね、どんな繊維でやっているんでしょうね。ナイロン系統でしょうね、おそらく。

事務局 ええ、ナイロン系です。

増澤委員 ナイロン系統なら、こんなに大きく破れるようなことはそんなにはないんですがね。ビニール系統だと穴が空きますけど。一番いいのはステンレスか何かの網でやればいいんでしょうけど、お金がうんとかかると思うんですよ。それでできないじゃないかと思うんですけどね。

事務局 河川占用許可を取らなければならないので、あまりしっかきしすぎたものも作りづらいと、何かあったときは取り外すということで、このような方式で、その代わりに三重になっているということです。

増澤委員 2年毎位に全部網を替えないといけないということになりますね。

事務局 ええ、その後野尻湖漁協からは、1年毎にとにかく（網を）1回上げると、新品の網の予備も持っているんで、ちゃんと交換をしていくようにしていきたいと聞いています。

増澤委員 はい、分かりました。

沖野会長 他にいかがでしょうか。はい、平林さん。

平林委員 （資料）9ページの再発防止対策のところなんですけど、例えば1番目は、不具合が生じた場合は、至急組合に連絡するよう改善したとありますが、これは組合だけに連絡すれば、他はしないというふうに逆に言えばとれるんですけど……。これは、それぞれ関係するところにきちんと対応してもらおうようにしていただかなければならない。それから、2番目も、年に1回以上、こういうことがあったにも係わらず、年に1回以上、網を上げて総点検を行うというこういう姿勢でいいのか問題だと思うんですよ。こういうことが起こるといことは、最初の間は例えば1ヶ月に1度網を上げて総点検をしてということで、ある程度それが軌道に乗ってきたら、例えば2ヶ月とか3ヶ月に1度といった形でやっていくという形にしておかないと、年に1回以上ということであれば、年に1回やればそれでいいということになりますので、ちょっとこら辺のところは、再発防止策という形で認めてしまっているものかどうかは疑問に思うところがあるんです。こら辺のところは、少し詰めていただいて、最初のうちは、こういうことがあったので、組合の方々の意識向上も含めて、少し丁寧な形でやっていただいて、ある程度そういったものが定着してきたら、少しずつ緩めていってもいいと思うんですが、最初の内は意識向上ということもありますので、頻度を上

げていただいたりといったことをやった方がいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

沖野会長 はい、この(1)の方は、これは、県にも連絡はないんですか。何か不具合が生じたときには県の方にも報告は……。今まではない。

事務局 はい、今までは不具合そのものはありませんが、今回の件について、報告をした上で、委員会の内容をきちんと伝えて、それに沿うような形で指示をしていくというふうにしてありますので、今日は意見を出していただければ、それをきちんと漁協にお伝えし、きちんとした再発防止対策がとれるようお願いをしていきたいと思っています。

沖野会長 この(1)のところは、やはり県の方にもすぐに連絡を入れるようにと……。いかがでしょうか。

事務局 はい、そのように入れてお願いします。

沖野会長 それから(2)の方は、確かに1年に1回と言えば1回でいいという話になってしまふんで……。特に破れやすい時期、今回は8月から10月の間ですよね、ですから、そういう時期には、月1回がよいのか、2月に1回がよいのか、私にはわかりませんが、もっと頻度を上げて点検するというふうに、お願いした方がいいんじゃないでしょうかね。

事務局 あの、一応、毎日網の管理には行っているという前提のもとで、やっていただいているんで、総点検としてはどの位の頻度でいいのか、というところになると思うので……。

沖野会長 当面は頻度を上げておいた方が安心ですよ。やっていって不具合が生じないということが分かってくれば、下げていけばいいんで。

事務局 分かりました。今、水が流れている時期で、雪が深い場所で雪の兼ね合いもありますが、2ヶ月位で最初は見ていただきたいということで、漁協にはお伝えするようにします。

沖野会長 そうしてほしいと思います。他にいかがでしょう。はい、どうぞ、近藤さん。

近藤委員 発電所の話が出たんですけれども、私達にはよく分からないんですが、調べてもらいたい点が1点あるんですが、発電機のタービンに巻き込まれた稚魚等は全滅してしまうというふうに私達は思っていたんだけど、そうではないという話を聞いているんですけどね。中に入った稚魚が全部死ぬことはないんだと。タービンを潜り抜け

て、生き延びる魚もいると聞いたんですけれど、そこら辺の事実関係をちょっと調べておいてほしいかなと。もし、生き延びるんだとすれば、発電所の取水口をきちんと管理しないと、あそこにわんさとブラックバスが生息していますので、その辺のところから出てくる稚魚が、発電所のタービンを通して関川に入ってしまうということがあり得ることになってしまいます。本当にタービンを通った魚が、完全にそこは通り抜けられないんだよということが立証されているのだろうか、という疑問が最近出てきているので、調べてもらえないかと思います。よろしくお願いします。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 その点ですけれども、全部死ぬことはありません。それは、外国の文献でもありますし、それから外来魚については、新潟内水試がブルーギルでやって、タービンの構造にもよりますが、半分くらいは流出する。それから、今年同じ場所でバスについても確か報告があったと思いますが、やはり全部は死にません。発電所は、それがどういうタービンか、一切極秘なんですね、協力してくれないので、今まではみんな死ぬから問題ないみたいと言われていたんですけど、実はそうではなくて……。日本中で今、川でバスが増えているんですよ、ダム湖なんかでバスが増えて、発電所を流れて下へ流出するっていう構造が明らかになりつつあるんですよ。そうすると、タービンで死ぬんでなかったら、その下流のどこかで防いでもらわないと駄目なんです。野尻湖の問題を議論するときから、働きかけはあったんですが、一切協力なし、何も教えない、調査も認めない、これはおかしいんです。外来生物法の問題というの、外来魚をこれ以上拡散させないということですから、おかしいんです。だから、直接言って駄目なものは、監督官庁の国交省に指導してもらわなければならないと思います。

沖野会長 事務局の方いかがですか。他に。

事務局 タービンを通った魚の生残率というのは、片野委員のおっしゃるような文献がござます。そういう経緯もあって、この関川の方まで確認の調査をするというのが、それを補う意味合いでやっているということとござます。

沖野会長 他にいかがでしょうか。国交省の方は北陸地方整備局千曲川河川管理事務所がすぐそこにありますけれども、そこで電力会社に問い合わせをしてくれて、タービンの型式まではなんとか分かるように……。国交省の方でも、もし必要があればもう少し仲立をすることはできますという話までは来ていますので、もう少し電力会社と話し合いができるようになればいいかなと思いますけど。ただ、調査をしてもいいとまでは……。他にいかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 事故がないのが1番よかったわけですが、100%完全ということはできないので、初めての経験でもありますし、こういうことをうまく利用して以後事故のないように、組合の方に気をつけてもらって、先ほどの点をもう1回念押しをして、十分気をつけてやってもらうよう話をしてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 一応こちらの方からの議題は終わりましたが、事務局その他はありますか。

事務局 はい、2点ございます。

沖野会長 ありますか。それでは、その他の方へ移らせていただきます。

事務局 前回、第204回の委員会におきまして、遊漁料の変更の施行日について漁協の指定する日とお話ししたわけですが、釣り人とのトラブルをなくすために、行政が指導して統一的な日としてはどうかというご意見がありまして、会長から事務局に検討して次回報告するよう指示がありました。それについて、お話しさせていただきます。事務局の方で県内の全漁協にアンケート形式で状況を確認しました。その中で、変更の施行日を1月1日など行政が定める日とすることについて、漁協として不都合な点はないかお聞きしたところ、30の河川湖沼漁協の中で、13の漁協が都合が悪いという回答がありました。その主な理由としては、同一事業年度においては同一料金とした方が、漁協の会計処理上都合がよいためということです。県内の漁協の事業年度については、30漁協のうち23漁協が4月1日からとなっていますので、そこでも溪流魚の解禁日とズレてしまって……。漁協の会計年度（開始）の方が早ければ問題ないのですが後になりますので、例えば2月16日から3月31日と4月1日からというのがどうしても（遊漁料が）変わってきてしまいます。ただし、これについて、最近、遊漁料が値上げになったのを知らなかったといった遊漁料変更時のトラブルは、事務局において把握しておりませんし、漁協においてもトラブルが最近あったという漁協は、申告なんですけれども、1漁協あっただけでした。その漁協においても、（遊漁者に）説明して納得していただいたということでした。こうしたことから、事務局におきましては、遊漁料変更の際には、釣り人に対して十分に周知期間を設け、ホームページや遊漁券取扱所などで十分周知を図ることを指導することによって、トラブルは避けることができるのではないかと。そういったことから、（委員会の）ご意見はございましたけれど、行政で統一した遊漁料変更日を定めることをするのではなく、当面、従来どおり（漁協の指定する日）と取り扱ってはいかがかと考えます。以上です。

沖野会長 ということは、各漁協の事業年度の始めに変更期日をするということ、具体的には。

事務局　　そういうふうにする漁協が多いということです。

沖野会長　　ということだそうですが、何か。会計年度と（遊漁料変更日が）変わるということはややこしいと思いますので、事業年度の始めというのが、一番現実的かと思うんですけどね。トラブルについては、それぞれ（漁協）に責任をもって対応していただくということで・・・。はい、どうぞ。

三枝委員　　遊漁料の改正の施行の時期ですが、それは各漁協の状況によって違ってくると思うんですよ。例を申し上げますと、マス科の解禁が2月16日から、それで事業年度は4月1日から3月31日まで、そうすると同じ年度の中に料金が2つ設定される場合が考えられる。非常に対応が難しくなってきます。うち（犀川漁協）の場合を例に挙げますと、うちの方は1月1日を（遊漁料）改正の期日としています。ただ、その場合に会計処理をどうするか。1月から3月が問題になるわけですが、この場合は未収金料金で計上してひとつも問題ない。だから、マス科の解禁との兼ね合いで言いますと、うちの方は1月1日から料金改定した方が都合がいい。（ただし、）それは、各漁協の実状によって違ってくると思うんです。一概にこうしなさいということではできないと思うんですが・・・。これは、私の意見です。

沖野会長　　はい、他によろしいですか。

近藤委員　　同じく漁協の立場ですが、今、三枝委員がおっしゃったことですが、各漁協によってマス類の解禁日も2月に解禁するところと、3月に解禁するところもありますので、そうかといって事業年度で区切ってしまってもやはり具合悪いところもありますので、それぞれの漁協の状況によって、漁協が判断するというふうにしていただかないと具合が悪い。県下全体で統一といったことの方が運用上は都合が悪いんです。私も三枝委員がおっしゃっていることに同感なわけです。

沖野会長　　漁協の方の関係でいくと、それぞれの事情に合わせるのが1番いいだろうということですか。当面は、急に変えるということもできないことですが、なるべく遊漁の方とのトラブルがない方向で、これから検討していただくということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同　　はい。

沖野会長　　もう一つは。

事務局　　前回の委員会で、遊漁規則の変更を認めていただきました、県内初めての取り組みであります犀川殖産漁協のニジマス漁の周年化について、もう始まっていますので、概況を報告させていただきます。まず、改正の概要ですが、ニジマスはほとんど再生産していないことから、県では繁殖の保護は必要ないというふうに判断しまして、

今年の2月に漁業調整規則からニジマスの禁止期間を削除しました。しかし、漁業調整規則で禁止期間を削除しましても、漁協の遊漁規則、行使規則でニジマスの禁止期間が設定されていますので、ニジマス釣りを1年中可能とするためには、漁協の規則を改正する必要があります。そこで、大型のニジマス釣り場として、釣り人から有名である犀川殖産漁協におきましては、これを機に漁協の規則を改正しようと決意しまして、諸手続を行ってニジマスの禁止期間を削除したところです。その改正内容の詳しいことにつきましては、犀川殖産漁協の管内の犀川本流のみニジマスの禁止期間を解除し、支流は従来どおりの禁止期間となっています。マス類の禁止期間となる10月1日から翌年2月15日まで、犀川本流の上流部の約18km区間は釣った魚を全て放流しなければならない、いわゆるキャッチアンドリリース区間というふうに設定しています。10月1日を迎えるに当たりまして、漁協ではいくつか準備を行っております。まず、遊漁者のよく入る場所がありますので、そこに看板を4ヶ所ほど設置しました。釣具店などには、規則がこういうふうになりましたと通知しております。また、釣り券の販売所には、遊漁者にキャッチアンドリリース区間における駐車場の位置だとか、川の状況の問い合わせ先だとかそういったことが分かりやすく書いてある地図を作成しまして、それを配布したりということを、準備しておりました。10月1日当日には、犀川殖産トラウトフェアというものを開催しまして、釣具店とか遊漁者だとか関係市町村、県も出席しています。実際にどうなっているかと言いますと、釣り人からは、「冬場解禁してくれて、非常によかった。」とか、「マス類の釣り場がなくなってしまう冬でも、ここに来ればマス類の釣りができるということによかった。」といった声が漁協に届いています。漁協としては、キャッチアンドリリース区間ということで、お客さんが入っていますので、当初の目的でありましたカワウの飛来も少なくなったような気がするということでした。また、漁協としては禁止期間の解除ということで、監視の増加があるんですけども、それは役員の方で土日対応しているとのことです。それで、結構お客さんも入っていますので、ニジマスの大きめのものを追加で放流したとおっしゃっていました。実際に私が遊漁券を販売している場所に行きまして、状況を聞きましたところ、10月1日以降土日の遊漁券の販売枚数が増加したということです。また、川沿いに道の駅がありまして、そこでも遊漁券を販売しているんですが、「宿泊施設を利用してくれた。」とか、「釣り券を買うついでに、食堂も利用してくれた。」といった声がありました。実際に釣りをしている遊漁者からも話を聞いたんですが、他の県から来ている方が多くて、「犀川というすばらしいロケーションで冬も釣れるのはすごくよい。ニジマスもとてもきれいだ。」ということで大変喜ばれていました。ただ、「遊漁券の販売所や釣果情報などが少ない。」そういった声もありました。10月1日以降人がドッと押し寄せて大混乱になったらどうしようかと思っていたんですけど、それほどではなくて、程ほどに人が入って、程ほどに釣ってらっしゃるということで、大きな混乱もなく順調なスタートを切れたと考えています。犀川は川幅がすごく広くて水深も深いところも多くて、小さい溪流のように一回人が入るとしばらくその後釣れないというようなことがなくて、多くの釣り人でポイントが共有できると、他の釣り場よりもとても有利な点が犀川にはあるんじゃないかというふうに考えられました。遊漁者増加が一過性のものにならないように、今後

はインターネットなどを活用して、遊漁者への情報発信ですとか、遊漁者のニーズに合ったきれいな魚の種苗を放流するだとか、例えば、今はやっていないんですけど、キャッチアンドリリースの区間において、ルアーとフライと餌釣りを分けるだとか、そういった漁場管理が課題というふうに考えられました。犀川殖産漁協の状況については、以上です。

沖野会長 ありがとうございます。他に何か。こちらの方で用意した議題は、「その他」を含めて以上ですが、委員の方から何かおありでしょうか。

増澤委員 ブラックバスの問題がありましたので、事務局にお願いしたいんですが、確かキャッチアンドリリース禁止ということで、各漁協さんへはそういう指示を出していただいて、看板を出すようにと指示くださったと思いますが、私があちこちの釣り場を回ってみまして、看板を出しているところは1箇所もないように見受けます。あるいは、私の見落としかもしれませんが、もう一度各漁協さんに通知していただいて、看板を立てていただくようお願いしていただきたい。それと、各市町村で管理しているところは、県の方からは指示ができないというお話だったので、それも何とか各市町村で法律的なことは分かっているんでしょうけれども、そこまで手が回らないのか分かりませんが、事務局の方からもご指示いただければ幸いです。以上です。

沖野会長 事務局の方で何かお答えがありますか。

事務局 リリース禁止の立て看板が各漁協にないということについては、漁協にお願いしていくという方向で検討していきたいと思います。市町村管理のため池等のリリース禁止につきましては、長野県漁業調整規則が及ばない水面ということで、直接的にお願いするというわけにはいかないのが実情です。生きたままの持ち出しは外来生物法が係わってきますので……。釣ってリリースするという行為を規制するということはできないというのは、委員のおっしゃるとおりなんですけど、現状の方針とすれば、やはり駆除という方向が県の考えですので、それについても市町村にお願いしていく方向で検討していきたいと思います。

沖野会長 よろしいですか。

増澤委員 はい。

沖野会長 片野さん。

片野委員 今回の件にも関連するんですけども、農業用ため池は漁場管理委員会の権限外ということなんですけど、実質的にはため池の管理者は、釣り禁止でも何でもできるということなんです。それで、県の方でもため池のいくつかで外来魚駆除を進めていた

だいていることはよく知っています。そういう中で今問題なのは、川で（外来魚が）増えているんですね。関川はそうでもないようなんですけど、千曲川はコクチバスだらけです。信濃川の新潟の方もかなり出ています。川でいくら駆除しても、上で農業用ため池から流出しているとキリがないんですよ。やっぱり流域の上から流出しないようにしていかなければいけない。もちろん、農業用ため池の方にも勝手に放流されて、いつの間にか自分の池がバスだらけになって困っているという状況があると思うんですよ。そういうところは、漁場管理委員会の権限が及ばないところですから、できましたら、漁場管理委員会から市町村、管理しているのは農政課ですよ。そういうところに対してですね、水を抜くときに、ただ水を抜くだけじゃ外来魚がみんな川に入ってしまう。上小漁協のやなでは、去年2,000匹出たんですよ。ですから、流出防止をやってほしいという要望を漁場管理委員会名でできないかと。

沖野会長 それはできるんじゃないでしょうかね。協力依頼みたいな形で。

片野委員 そう、これは協力依頼です。あくまで。それが1点。もう1点は公共用水面、そうでないところもそうなんですけど、農業用ため池の多くは釣り禁止になっているんです既に。例えば上田市周辺で釣り禁止になっていない池というのは、1,2しかないんです。けれども、釣り人がみんなやって来るんです。それで困っているんです。もちろんその中には、県営のダムみたいなものもあるんです。釣り禁止と書いてあってもどんどん入ってくる。こういう場合にですね、他県では、一発検挙と、つまり釣り禁止の看板がちゃんとあるのに入っているというのは不法行為ということで、警察の方で取り締まって、ともかくすぐ検挙するという事例が全国的に増えている。長野県もそれをやっていただきたい。だから、長野県警察に対して、そういうものに対する取り締まりを強化してほしいという要望書も出してほしい。そうしないと今バスの聖域みたいになっているんですね。釣って（再放流して）いい野尻湖でやってくれればいいけれど、釣り禁止とちゃんと書いてあるのに、金網に穴を開けたりして入ったりということがあるんでね。この2点をお願いしたい。これはあくまで要請です。やってくれるかどうかは、向こうの判断です。でも、漁場管理委員会としては、そういうことを進めながら、川に外来魚が流出するといったことを防ぎたいんです。そういうふうな要請を出してもいいんじゃないかと思うんですけども。

沖野会長 その辺事務局でまた検討していただいて、他でもやっているようですから、いろんな事例を集めてみれば、やれることはやった方がいいと思いますんでね。じゃあそれはまた、検討してみてください。

以上で他になれば、議事の方は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 ご協力ありがとうございました。後は事務局にお返しします。

(意見交換)

事務局 ありがとうございました。本日は、お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして第 205 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

議事録署名委員

㊦

議事録署名委員

㊦